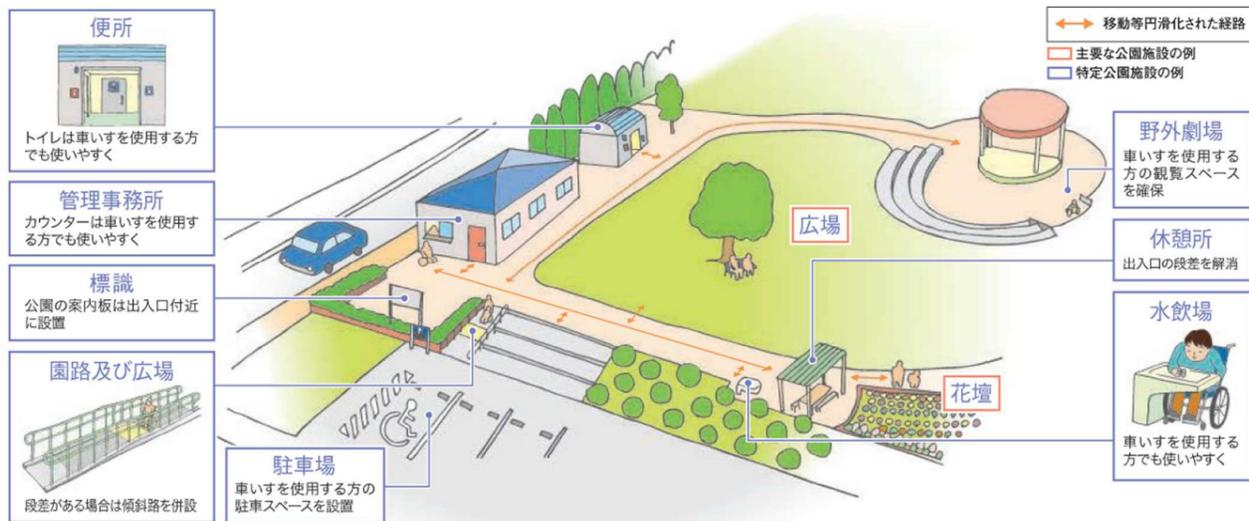


● 公園のバリアフリー基準

都市公園において特定公園施設<sup>※1</sup>の新設・増設・改築を行う際は、都市公園に関するバリアフリー化基準（都市公園移動等円滑化基準<sup>※2</sup>）に適合させなければならない。また、既設の特定公園施設に対しても、基準に適合するよう努めなければならない。

【※1 特定公園施設】都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場／屋根付広場／休憩所／野外劇場／野外音楽堂／駐車場／便所／水飲場／手洗場／管理事務所／掲示板／標識

【※2 都市公園移動等円滑化基準】園路・広場の出入口、通路・階段・傾斜路に関する幅・勾配、主要な公園施設への接続の確保、車いす利用者用便所・駐車施設・観覧スペースの設置などについて定めた基準



出典「バリアフリー新法の解説（国土交通省・警察庁・総務省）」パンフレット

図. 公園のバリアフリー化のイメージ

① 多機能トイレへの置換（平成 30 年度で終了）

いろいろな人たちが利用できるようなトイレになりました。入口や室内は車いすを利用する方が進入、転回できる広さを確保しています。



② ユニバーサルデザインタイプの水飲みへの置換

車いすを利用される方や高齢者、幼児にも使用しやすいものになりました。



③ 出入口部の改善

車いすを利用する方やベビーカーを利用する方が通行しやすいよう、車止めの間隔を広くとりました。（間隔 120 cm 以上）



④ 段差解消

車いすを利用する方やベビーカーを利用する方が通行しやすいよう、スロープ設置や段差解消を行いました。



○ 令和 5 年度の主な実施予定公園（服部南町 4 丁目、浜 3 丁目第 1、千里南町公園 外 2 公園）

